

議案第 1 1 号

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せずに管理栄養士になることが可能となることを受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士 又は管理栄養士 により、献立等について栄養の観点からの指導</p> | <p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体</p> |

| | |
|--|---|
| <p>が受けられる体制にある等、栄養士 又は管理栄養士 による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)から(5)まで 略</p> <p>2 略</p> | <p>制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>(3)から(5)まで 略</p> <p>2 略</p> |
|--|---|

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。